

みえの輝く女子プロジェクト事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、県内の働く場において女性が活躍できる職場環境の整備を目的に実施するものです。

具体には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策定支援や「女性の活躍推進三重県会議」への会員登録及び取組宣言の働きかけに取り組みます。また、企業間グループワークや成果発表会を通じ、県内企業の課題解決策を見出す支援や PDCA サイクル実践のための支援を行います。

なお、本業務は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の推進に資する取組を支援することにより、地域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速に重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものです。

2 業務名

みえの輝く女子プロジェクト事業

3 委託期間

契約日から令和5年3月17日(金)まで

4 委託業務の内容

(1) 女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の支援

趣旨

女性活躍推進法の改正により、行動計画の策定義務の対象が常時雇用労働者数101人以上に拡大されました(令和4年4月施行)。そこで県では、行動計画への関心が高まるこの機会を捉えて、法改正後も努力義務ではあるものの、県内事業所の多数を占め、多くの雇用を担っている常時雇用労働者数100人以下の事業所を対象に、行動計画の策定を支援します。併せて、「女性の活躍推進三重県会議」への会員登録及び取組宣言についても働きかけを行い、県内の女性が活躍できる職場環境の整備を図ります。

女性活躍推進アドバイザーの配置

女性活躍推進アドバイザーを配置し、次のア、イの業務を行います。

ア) 県内に本社・本店を置く事業所のうち常時雇用労働者数が100人以下の事業所に対して、アドバイザーによる助言等を行い、行動計画の策定を支援

イ) 「女性の活躍推進三重県会議」の周知及び会員登録、取組宣言の働きかけ

「女性の大活躍推進三重県会議」については、以下の三重県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/katsuyaku/index.htm>

支援件数について

上記 ア)、イ)の業務のうち、下表に示す項目について基準数以上の支援を行うものとします。

	項目	基準数
1	女性活躍推進法に基づく行動計画の策定事業所数	7 1
2	「女性の大活躍推進三重県会議」における取組宣言を行った事業所数	5 2

- 1 本アドバイザーの支援により行動計画を策定し、三重労働局に受理された事業所数とします。
- 2 常時雇用労働者数が100人以下かつ女性活躍推進法に基づく行動計画を策定していない事業所のうち、本アドバイザーの働きかけにより取組宣言を行い、「女性の大活躍推進三重県会議」ホームページに掲載された事業所数とします。

業務にあたっての留意事項

- ア) アドバイザーには、女性の活躍推進に関して知識を有し、事業所に対して適切な助言を行い、行動計画策定のための支援を行うことができる者を従事させることとします。
- イ) 契約満了時において、上記 に定める支援件数が基準数に満たなかった時は、不足件数に応じて委託金額を減額する場合があります。なお、減額する金額は別途三重県が定めます。
- ウ) 業務完了報告時に、支援した事業所について対応結果の報告書を提出することとします。なお、報告書の様式等は、別途三重県が指示を行います。また、支援した事業所の行動計画の写し（三重労働局の受理が確認できるもの）を提出することとします。
- エ) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えつつ、例えば、オンラインによる支援を行うことも可能とします。なお、オンラインによる支援など事業所を訪問しない形での実施であっても、事業所と綿密な連絡・調整を行うとともに、事業所が必要な支援を受けられるよう対応するものとします。

(2) キャリア及びライフプラン達成に向けた企業間グループワークの実施趣旨

社員のキャリア・ライフプラン達成に向けた環境整備のための効果的な取組の実施・改善を図るため、意見交換等を行うグループワークを実施します。

実施回数

全3回

実施場所

三重県内

対象事業所及び対象者

行動計画の策定や取組宣言など女性活躍に向けた計画や制度はつくったが、目標達成や制度活用に向けての取組改善や社員の意識改善などが必要と考えている県内中小・小規模事業所をメインターゲットとする。

対象者は、長期的な視点で自身のキャリア・ライフプラン達成に向けて取り組む意欲のある若手・中堅女性で、10社(20人)程度とする。

なお、1社から複数名の参加を促すこととします。

開催内容

本グループワークは、下記の項目により構成するものとします。

ア)グループワークを通じて、参加者自身の長期的なキャリア・ライフプランの達成に向けた職場の環境整備などの取組が検討できるものとします。

イ)各回のテーマにふさわしい講師による講義を行うこととします。なお、ロールモデル(1)による先進事例の講義を含むこととします。

1 ロールモデルについては、以下の三重県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600014388.htm>

ウ)グループワークでの意見交換等を通じて、企業のより効果的な取組を見出すことができるものとします。

エ)経営者等の参画を促すため、受講者の上司や経営者の方にも参加いただくなど、女性が活躍する意義や必要性を改めて認識いただく機会となるよう工夫した取組を行うこととします。

開催における留意点

ア)本グループワークの趣旨をふまえ、三重県と協議のうえ、各講義のテーマ設定を行うこととします。

イ)本グループワークの開催にあたっては、募集チラシの作成(県への納品部数:1,000部程度)や各種メディア、ホームページ・SNS等のWEB媒体等を活用し、効果的な参加募集に努めるとこととします。

ウ)本グループワークの運営にあたっては、運営及び進行にかかる手順を記した「運営マニュアル」及び「進行台本」を作成し、必要に応じて参加者およびスタッフへの配布を行うほか、参加者との事前調整、資料作成、会場デザイン・レイアウト検討、会場の設営・撤収、進行、参加者への案内など、グループワークの運営に必要な一切の業務を行うこととします。

エ)本グループワーク全体を統括するコーディネーターを設置することとします。

オ)複数にグループを分けた場合、新型コロナウイルス感染症の状況をふ

まえ、グループごとに会場を分けて実施するなど十分な感染対策を行ったうえで実施することとします。

(3) 成果発表会の開催

趣旨

上記(2)で実施したグループワークを通じて見出した自身のキャリア・ライフプラン達成に向けての取組発表や、「HeForShe」の理念をふまえたトップ及び男性の意識改革を促す講演などで構成される成果発表会を開催します。

「HeForShe」とは、UN Women(国連女性機関)が展開する女性の地位向上に男性の参加を呼びかける社会連帯運動。

開催日時

令和5年1月頃予定(3時間程度を想定)

開催場所

三重県内

参加対象者

県内を中心とした事業所の経営者層や人事労務担当者を含む働いている方全般、自治体職員、学生、メディア関係者等150人程度

開催内容

ア)上記(2)のグループワーク参加者による取組改善策の発表およびその上司からのコメント・感想

イ)女性活躍推進法に基づく行動計画を策定した事業所による事例発表

ウ)働く場における女性の活躍推進に不可欠なトップ及び男性の意識改革を促す基調講演(対談形式とすることも可)

開催における留意点

ア)取組改善策の発表にあたっては、発表者に対して調整・支援を行うこととします。

イ)希望に応じて託児サービス、手話通訳もしくは要約筆記を実施することとします。

ウ)来場者配布用のプログラムを作成することとします。

エ)新型コロナウイルスの感染状況によっては、成果発表や講演をオンラインで実施することとします。なお、オンラインでの開催となった場合は、通信環境の整備や参加者への周知を含む一切の業務を行うこととします。

開催概要の作成

趣旨:本グループワークの取組をモデルケースとし、県内の他事業所や経済団体等における女性活躍推進に資する媒体を作成することとします。

仕様:A4版 カラー 1,000部以上

掲載事項:本グループワーク(全3回)および成果発表会の趣旨、実施内容、成果、参加者の声等

留意点:受託者において、必要に応じて本グループワークおよび成果発

表会の写真撮影や受講者等への追加の聞き取り、受託者において文面を作成することとします。

成果品：紙媒体及び電子データ（AI データ、PDF データ）

納品：別途三重県が定める期日にダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）へ納品することとします。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとします。また打合せ場所は原則として三重県環境生活部内とします。ただし、新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインでの対応とします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。

6 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに本課に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

7 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和5年3月17日（金）のいずれか早い日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (7) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。